

南幌町防災行政無線戸別受信機貸与（新規・変更・返還）申請書

年 月 日

南幌町長 様

南幌町防災行政無線設置条例施行規則に基づき、下記のとおり申請します。

氏名・名称 (世帯主・代表者)	Ⓜ	行政区 町内会	
住所（所在地）	南幌町		
電話番号	— —		
持家・借家の別	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家		
所有者 (借家の場合)	氏名		電話番号
	住所		

新規	理由	0 防災行政無線整備工事に伴う新規 1 転入 2 転居（世帯分離によるもの） 3 その他（具体的に記入してください。） []		
	変更が生じた日	年 月 日		
変更	理由	1 転居 2 世帯主変更 3 その他（具体的に記入してください。） []		
	変更内容	住所	旧	南幌町
			新	南幌町
		世帯主名	旧	
			新	
		その他	旧	
新				
返還	返還が生じた日	年 月 日		
	理由	1 南幌町に住所を有しなくなった 2 利用者死亡のため 3 その他（具体的に記入してください。） []		
	※返還の場合は、戸別受信機も併せて提出してください。			

(必ず裏面の遵守事項をご確認のうえ申請してください。)

※この欄には、記入しないでください。

役場 使用欄	貸与判定	許可・不許可（理由：)		
	戸別受信機	管理番号		型式
		製造番号		数量
		グループ設定		
	外部アンテナ	型式		数量
	貸与年月日	年 月 日		
	備考			

遵 守 事 項

- 1 戸別受信機は、南幌町から無償貸与されるものですので、第三者に譲渡、貸与又は売却できません。転出等で不用となる場合は必ず返還してください。
- 2 戸別受信機の使用については、常に正常な状態を保つように心がけてください。
- 3 使用者は、維持管理に要する次の経費を負担してください。
 - (1) 戸別受信機の使用に伴う電気料
 - (2) 電池交換に要する費用
- 4 借受者は、次に該当するときは、役場に連絡してください。
 - (1) 故障したと思われるとき。
 - (2) 転居又は転出するとき。
- 5 戸別受信機を故意や過失により損傷又は滅失したときは、その程度による実費を弁償していただきます。
- 6 電波受信が弱い場合については、外壁等に外部アンテナを設置し、配線を室内まで通線する工事を行います。
(既設のエアコン配管穴などを利用しますが、設置場所によっては壁等に直径1 cm程度の穴を開ける場合があります。)
この場合において、居住者と所有者が異なる場合、所有者への承諾が必要となります。